

▼本日の案件

- 生徒モニタ一集約結果
- 生徒議会、生徒総会
- 生徒会規約、校則の公開



▼本日の案件

- **生徒モニタ一集約結果**
- 生徒議会、生徒総会
- 生徒会規約、校則の公開



生徒モニター集約結果



shuhei goto

5月21日 (最終編集: 5月21日)



昨年度3月の生徒モニターの結果です。



第一回 生徒モニター 結...
PDF

各学級のクラスルームへ公開中

生徒モニター集約結果

📁 登録科目

📅 ToDo

👤 第108期 生徒会執行部 ...

📄 3-4

📁 アーカイブされたクラス

⚙️ 設定

第一回生徒モニター 集約結果

「生徒会スローガン」「校則改正」について

調査期間 3月12日(火)

調査方法 タブレットにて回答フォームへ入力

調査対象者 大津中学校全生徒

【アンケートの目的】

大津中学校生徒会執行部が取り組む活動に対する評価や要望などを生徒の皆さんから寄せ集め、現状の課題やニーズを把握し今後の活動に活かすことを目的に取り組んでいます。

(生徒会スローガンに関する調査)

令和6年度の生徒会スローガンに関する生徒の皆さんの考えを伺います。

今回の調査では現状の学校の課題や長所をお聞きし、寄せられたご意見をもとに執行部でスローガン決定に向けて議論していきます。

(校則改正に関する調査)

第108期生徒会執行部では現状の校則をクラスルームにて確認可能にする、校則改正へのビジョンが決定するなど合理的ではない校則の改正に向けての取り組みを行っています。しかし校則改正については生徒の皆さんの関心が低く、自分事として考えられていないことが現状です。そこで校則改正に対する生徒の皆さん見解を伺います。

回答者数 238名

/ 10

ページ目

🔍 +

1年 124名

おいてください。

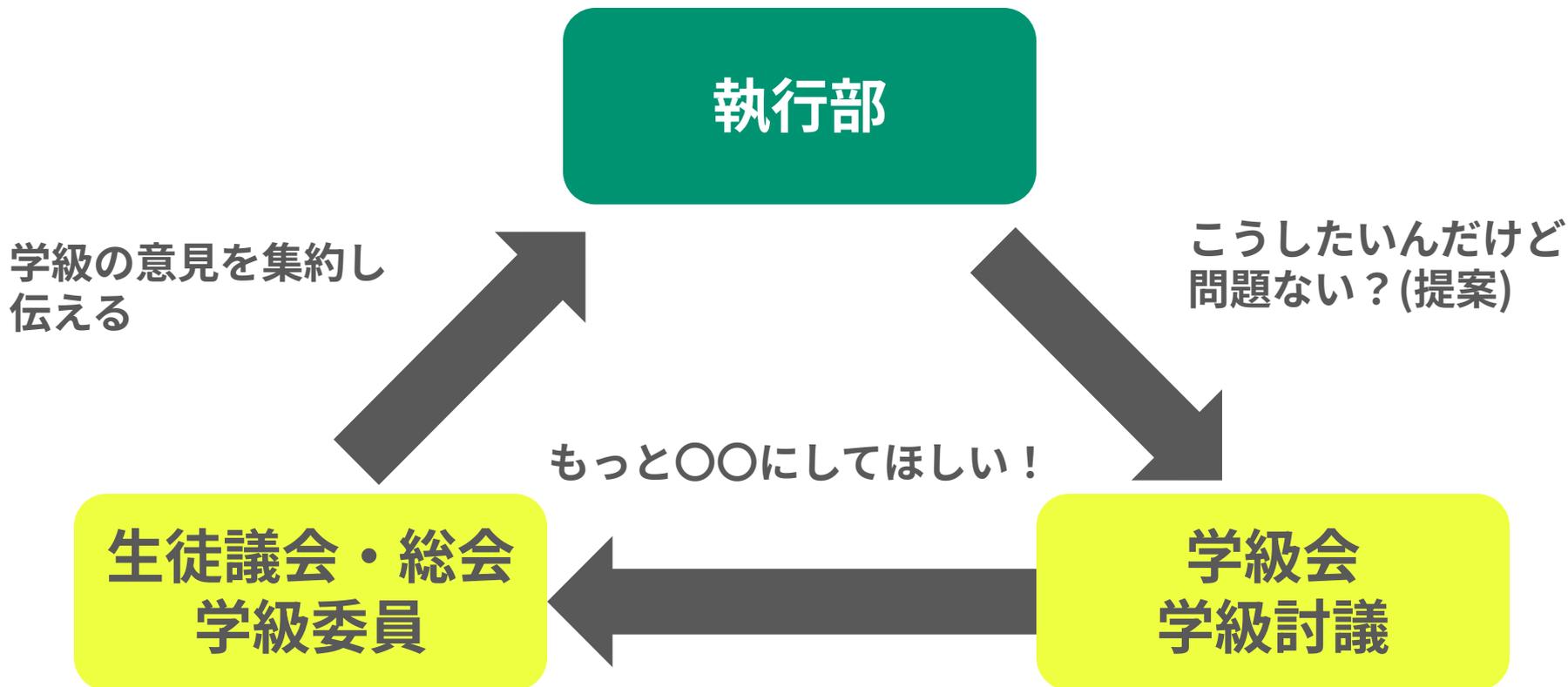
?

▼本日の案件

- 生徒モニタ一集約結果
- **生徒議会、生徒総会**
- 生徒会規約、校則の公開



生徒議会、生徒総会の仕組み



生徒議会、生徒総会の仕組み

生徒議会

- 1 執行部の活動状況を承認・点検(目的通りに機能しているか)
- 2 各学級や学年からの、目的に向かう意見を提案する・深める

執行部

- 1 議会が承認したことを、実際の活動に移す。
- 2 学級や学年から来た要求を、実現する。

生徒議会、生徒総会の仕組み



令和6年度 生徒総会 5月30日(木)実施

生徒議会、生徒総会の仕組み

そもそも生徒総会とは

総会は生徒会の最高機関です。生徒会活動を行ううえで、必ず通らなければならない機関です。毎年以下のことは必ずしなければなりません。

- (1) 生徒会規約の改廃
- (2) 予算の決定と決算の承認
- (3) 生徒会活動計画案の決定と反省
- (4) その他、会の目標達成に必要な重要事項の審議決定

通常、総会は5月に開きますが、会長が必要と認め

(推奨)議案書を事前にダウンロード

今年度は、校則 1 / 22 ページ目 実施する考

▼本日の案件

- 生徒モニタ一集約結果
- 生徒議会、生徒総会
- 生徒会規約、校則の公開



生徒会規約、校則の公開

校 則	3 頭 髪	6 そ の 他				生徒会規約
たくましく、美しく、誇り高く	〈頭髪に関する規程〉 頭髪は、清潔で健康的な中学生として好感が持てるものとする。	(1) 肌着、シャツは無地の単色とする。柄物は禁止とし、制服からはみ出したり、透けたりしないようにする。	自転車通学生は賠償責任保険に加入すること。	(4) 常に車内をきれいにし、よごしたり傷つたりしない。	11 諸 費 納 入	第 1 章 総 則
行 動 目 標	前髪は、目にかからない長さとする。	(2) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	点検・整備 自転車通学生は常に自転車の安全点検をしなければならない。	(5) むやみに大声をあげたり、騒いだりしないこと。	第 1 条 この会は天津中学校生徒会という。	
規 律 ・ 秩 序 ・ 礼 節	非対称 (アシメ) は禁止	(3) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	車両の不備、不良のある場合はそれが改善されるまでの間、自転車通学を停止する。	(6) 故意に、又は不注意によりガラス等を破損したら弁償すること。	第 2 条 この会は私たちの協力と自主的活動によって、私たちの学校生活の改善と向上を図ることを目的とする。	
めざす生徒像	中学生らしい自然な髪型とする。	(4) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	安全運転 (1) 登下校時は必ずヘルメットを着用すること。	(7) スクールバス・タクシー内での飲食等は、厳禁とする。	第 3 条 この会の会員は天津中学校の全生徒とし、先方を顧問とする。	
● 体力と知性のある人	前髪は、目にかからない長さとし、髪が肩にかかったら結ぶ。	(5) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(2) 安全確保のため、自転車後方に荷台をつける。	(8) 心得等を遵守しない者については、スクールバス・タクシーの使用を禁止する事もある。	第 4 条 この会には次の機関をおく。	
● 礼儀と節度のある人	また、結ぶ場所は耳上部より下とする。	(6) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	スタンドは両スタンドとする。	納入の際は、盗難防止に心がけ、朝の学活前、又は学活中に担任 (担当者) に提出すること。	第 5 章 会 員	
● 正義と勇気のある人	目立たないものとする。色は黒・紺・茶)	(7) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(3) 通学路の左端を通行すること。	12 校 具 使 用	第 5 条 この会には次の役員をおく。	
生 徒 心 得	2 パーマ (ストレートパーマを含む)、ツープロック、アイロン、髪染め、脱色等はない。	(8) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(4) 危険な運転 (2 列以上並進、2 人以上乗り、ジグザグ走行等) は、これをしてはならない。	(1) 校具使用の際は必ず係の先生の許可を受けて使用する。返り際も同様届け出て所定の位置にしようこと。	(1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名	
1 登 校 ・ 下 校	3 整髪料は使用しない。	(9) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(5) 学校敷地内 (正門を境として) では自転車を降り、押して移動すること。	(2) 休日あるいは休職中は原則として使用しない。	(3) 書記 2 名 (4) 会計 1 名	
(1) 登下校の時刻を厳守すること。8 時 00 分までの生徒昇降口通過を心がける。8 時 10 分までに入室しなければ遅刻とする。	4 履 き 物	(10) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(6) 雨天時は事故がおこりやすいので注意して運転すること。	(3) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。	第 6 章 役 員	
(2) 登校する際は学校指定の危険箇所を通ってはいけない。正門以外から登下校してはいけない。	(1) 登下校時は、白色の紐付きシューズとする。(紐・中敷も白) 体育での使用も兼ねるので、土踏まずの部分のある運動に適したタイプとする。必ず記名すること。	(11) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(7) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。	(4) 父 母 7 日	第 7 章 会 員 会 議	
(3) 登下校中は、途中、寄り道 (買食い等を含む) をしない。	(2) 上履きは、決められたスリッパ (学年別分け) とする。必ず記名すること。	(12) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(8) その他の道路交通法等を遵守しなければならない。	② 兄弟姉妹、祖父母 3 日	第 8 章 会 員 会 議	
(4) 登下校時には正門の青線上で愛校一礼を行う。	(3) 靴下は、白色とする (フリンポイント可)。くるぶしソックスは着用しない。	(13) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(9) 生徒手帳は、登校時は必ず持参すること。ただし、休日や再登校時の部活動ではその限りではない。	③ おじ、おば 1 日	第 9 章 会 員 会 議	
2 服 装 について	(4) 冬季、タイツを着用してもよい。ただし、黒色とする。	(14) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	*学校及び公共物を大切にすること。(机、椅子、窓、壁など)	④ 新聞配達をする場合、家族の許可を受けて、学校へ届け出ること。	第 10 章 会 員 会 議	
(1) 学校指定の制服を着用すること。	5 カ バ ン	(15) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	8 校 外 の 生 活 について	(1) 見引きの日数	第 11 章 会 員 会 議	
(2) 校内では左胸に名札を付けること。	(1) 指定のカバンを必ず持参すること。	(16) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	《中学生であることを、常にわきまえて行動すること。》	① 父母 7 日	第 12 章 会 員 会 議	
(3) 制服は必要以上の補正はないこと。	(2) バッグは、次のように規定する。	(17) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(1) ゲームセンターやカラオケボックス等の出入り口は、必ず記名すること。	② 兄弟姉妹、祖父母 3 日	第 13 章 会 員 会 議	
(4) 防寒着は、学校指定のものとし、登下校時のみ着用すること。	○ 学校に必要なものは、規定通学カバンに入れてくることを原則とする。	(18) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(2) 夜間の外出、外泊は認めない。	③ おじ、おば 1 日	第 14 章 会 員 会 議	
(5) 手袋・ネックウォーマーは、登下校時のみ着用してよい。色は、白・黒・紺・グレー・茶の単色とする。	○ セカンドバッグは、必要なときのみ学校指定の物を使用する。	(19) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(3) 事故や事件に巻き込まれた場合、また補導された場合は速やかに学校に連絡すること。	④ 新聞配達をする場合、家族の許可を受けて、学校へ届け出ること。	第 15 章 会 員 会 議	
(6) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	○ 通学靴にのみお守りをつまんで付けてよい。	(20) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	8 校 外 の 生 活 について	(1) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	第 16 章 会 員 会 議	
(7) スカーフは、冬の間は着用し、色は、黒・紺・茶の単色とする。	(1) 指定のカバンを必ず持参すること。	(21) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	《中学生であることを、常にわきまえて行動すること。》	(2) 通学用自転車を手貸しして貸さないこと。	第 17 章 会 員 会 議	
(8) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	(2) バッグは、次のように規定する。	(22) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(1) ゲームセンターやカラオケボックス等の出入り口は、必ず記名すること。	(3) 通学用自転車を手貸しして貸さないこと。	第 18 章 会 員 会 議	
(9) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	○ 学校に必要なものは、規定通学カバンに入れてくることを原則とする。	(23) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(2) 夜間の外出、外泊は認めない。	(4) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。	第 19 章 会 員 会 議	
(10) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	○ セカンドバッグは、必要なときのみ学校指定の物を使用する。	(24) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(3) 事故や事件に巻き込まれた場合、また補導された場合は速やかに学校に連絡すること。	(5) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	第 20 章 会 員 会 議	
(11) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	(1) 指定のカバンを必ず持参すること。	(25) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(4) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。	(6) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	第 21 章 会 員 会 議	
(12) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	(2) バッグは、次のように規定する。	(26) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(5) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	(7) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	第 22 章 会 員 会 議	
(13) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	○ 学校に必要なものは、規定通学カバンに入れてくることを原則とする。	(27) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(6) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	(8) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	第 23 章 会 員 会 議	
(14) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	○ セカンドバッグは、必要なときのみ学校指定の物を使用する。	(28) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(7) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	(9) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	第 24 章 会 員 会 議	
(15) スラックス着用時は必ずベルトを着用し、色は、黒・紺・茶の単色。紐の幅間に太きいものや小さいものは使用しない。	(1) 指定のカバンを必ず持参すること。	(29) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。	(8) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	(10) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。	第 25 章 会 員 会 議	

また生徒会規約、校則が見れなくなっています

生徒会規約、校則の公開

校 則	3 頭 髪	6 そ の 他
たくましく、美しく、誇り高く	〈頭髪に関する規則〉 頭髪は、清潔で健康的な中学生として好感が持てるものとする。 1 中学生らしい自然な髪型とする。 前髪は、目にかからない長さとする。 非対称（アシメ）は禁止 襟足は、ブレザーにかからない長さとし、髪が肩にかかったら結ぶ。 また、結ぶ場所は耳上部より下とする。 （ゴム・ピンは飾りのない単色のもので目立たないものとする。色は黒・紺・茶） 2 パーマ（ストレートパーマを含む）、ツーブロック、アイロン、髪染め、脱色等はない。 3 整髪料は使用しない。	(1) 肌着、シャツは無地の単色とする。柄物は禁止とし、制服からはみ出したり、透けたりしないようにする。 (2) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。 7 校内の生活について (1) 欠席、遅刻、早退の場合は、原則として保護者から届け出ること。（8時00分まで）体育の見学等は保護者に生徒手帳に書いてもらうこと。 (2) 登校後、事前の許可なく校外に出ないこと。 (3) 誤ってガラス窓等を損壊したときは、必ず担任に届け出ること。（弁償） (4) 暴力行為等、法に触れる行為はしないこと。 (5) 学校に不必要なものは一切持ってこない。 （金銭・遊び道具・刃物・お菓子・アクセサリ等。6(2)に記載の携帯電話も含む。） (6) 金銭物品等の貸借はしないこと。 (7) 部室への出入りは、部活動以外るときはしないこと。 (8) 生徒手帳は、登校時は必ず持参すること。ただし、休日や再登校時の部活動ではこの限りではない。 *学校及び公共物を大切にすること。（机、椅子、窓、壁など） 8 校外の生活について (1) 登下校時、服装は清潔で、冬は防寒着を着用すること。常におきまえて行動する。ターやカラオケボックス等の出入り保護者同伴の場合はその限りではな 外泊は認めない。 に巻き込まれた場合、また指導さやかに学校に連絡すること。
行 動 目 標 規律・秩序・礼節		
めざす生徒像 ● 体力と知性のある人 ● 礼儀と節度のある人 ● 正義と勇気のある人	4 履 き 物 (1) 登下校時は、白色の紐付きシューズとする。 （紺・中敷きも白）体育での使用も兼ねるので、土踏まずの部分のある運動に適したタイプとする。必ず記名すること。 (2) 上履きは、決められたスリッパ（学年別色分け）とする。必ず記名すること。 (3) 靴下には正門の青緑上で愛校一礼を行う。 2 服装について (1) 学校指定の制服を着用すること。 (2) 校内では左胸に名札を付けること。 (3) 制服は必要に応じて着用すること。 (4) 防寒着は、み着用すること。 (5) 手袋・ネット等を用いてよい。色は黒・紺・茶の	自 転 車 通 学 生 は 賠 償 責 任 保 険 に 加 入 す る こ と 。 点検・整備 自 転 車 通 学 生 は 常 に 自 転 車 の 安 全 点 検 を し な げ ね ば な ら ぬ 。 車 両 の 不 備 、 不 良 の 有 る 場 合 は 自 転 車 が 改 善 さ れ る ま で の 間 、 自 転 車 通 学 を 停 止 す る 。 安 全 運 転 (1) 登下校時は必ずヘルメットを着用すること。 (2) 安全確保のため、自転車後方に荷台をつける。 スタンドは両スタンドとする。 (3) 通学路の左端を通行すること。 (4) 危険な運転（2列以上並進、2人以上乗り、ジグザグ走行等）は、これをしてはならない。 (5) 学校敷地内（正門を境として）では自転車を降り、押して移動すること。 (6) 雨天時は事故がおこりやすいので注意して運転すること。 (7) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。 (8) その他の道路交通法等を遵守しなければならない。 保 管 (1) 校内の所定の場所に駐輪すること。また、駐輪の際には必ず施錠すること。 (2) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。 (3) 通学用自転車を他人に貸さないこと。 期 間 (1) 以上の各条項に違反した者については、1週間の自転車通学停止とする。 (2) 自転車通学停止を3回重ねたものについては、自転車通学許可を取り消す。 10 スクールバス・タクシー乗車心得 (1) 規定の時間におくれないように所定の場所に

現状の校則

(執行部)クラスルームへ公開する考え→提案

生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 この会は天津中学校生徒会という。
第2条 この会は私たちの協力と自主的活動によって、私たちの学校生活の改善と向上を図ることを目的とする。
第3条 この会の会員は天津中学校の全生徒とし、先生方を顧問とする。

第2章 組織及び役員

第4条 この会には次の機関をおく。

- (1) 生徒総会 (2) 生徒議会
(3) 執行委員会 (4) 委員会
(5) 学 年 会

第5条 この会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名
(3) 書記 2名 (4) 会計 1名
(5) 学 年 会

- 第6条 役員は全校生徒の選挙によって選出する。選挙規約は別に定める。
第7条 役員は任期は、11月1日より翌年の10月31日までとする。
第8条 役員は次のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表し、生徒総会・生徒議会・執行委員会の招集と、議事運営を行う。
(2) 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理をつとめる。

- (4) 常に車内をきれいにし、よごしたり傷つたりしない。
(5) むやみに大声をあげたり、騒いだりしないこと。
(6) 故意に、又は不注意によりガラス等を破損したら弁償すること。
(7) スクールバス・タクシー内での飲食等は、厳禁とする。
(8) 心得等を遵守しない者については、スクールバス・タクシーの使用を禁止する事もある。

11 諸 費 納 入

納入の際は、盗難防止に心がけ、朝の学活前、又は学活中に担任（担当者）に提出すること。
12 校 具 使 用

- (1) 校具使用の際は必ず係の先生の許可を受けて使用する。返却の際も同様届け出て所定の位置にしようこと。
(2) 休日あるいは休職中は原則として使用しない。

13 諸 届

- (1) 忌引きの日数
① 父母 7日
② 兄弟姉妹、祖父母 3日
③ おじ、おば 1日
(2) 新聞配達をする場合、家族の許可を受けて、学校へ届け出ること。

生徒会規約、校則の公開

校 則

たくましく、美しく、誇り高く

行 動 目 標

規律・秩序・礼節

めざす生徒像

- 体力と知性のある人
- 礼儀と節度のある人
- 正義と勇気のある人

生 徒 心 得

1 登校・下校

- (1) 登下校の時刻を厳守すること。8時00分までの生徒昇降口通過を心がける。8時10分までに入室しなければ遅刻とする。
- (2) 登校する際は学校指定の危険箇所を通ってはいけない。正門以外から登下校してはいけない。
- (3) 登下校中は、途中、寄り道（買食い等含む）をしない。
- (4) 登下校時は通学手段に関わらず安全ベストを着用する。
- (5) 登下校時には正門の青線上で愛校一礼を行う。

2 服装について

- (1) 学校指定の制服を着用すること。
- (2) 校内では左胸に名札を付けること。
- (3) 制服は必要最小限に着用すること。
- (4) 防寒着は、みぎ着用すること。
- (5) 手袋・ネットは着用しない。
- (6) スラックスは、黒・紺・茶の

3 頭 髪

〈頭髪に関する規則〉

頭髪は、清潔で健康的な中学生として好感が持てるものとする。

- 1 中学生らしい自然な髪型とする。
前髪は、目にかからない長さとする。
非対称（アシメ）は禁止
襟足は、ブレザーにかからない長さとし、髪が肩にかかったら結ぶ。
また、結ぶ場所は耳上部より下とする。
（ゴム・ピンは飾りのない単色のもの
目立たないものとする。色は黒・紺・茶）
- 2 パーマ（ストレートパーマを含む）、ツーブロック、アイロン、髪染め、脱色等はやしない。
- 3 整髪料は使用しない。

4 履 き 物

- (1) 登下校時は、白色の紐付きシューズとする。
（紐・中敷きも白）体育での使用も兼ねるので、土踏まずの部分のある運動に適したタイプとする。必ず記名すること。
- (2) 上履きは、決められたスリッパ（学年別分け）とする。必ず記名すること。
- (3) 靴下は、白色とする（ワンポイント可）、くるぶしソックスは着用しない。
- (4) 冬季、タイツを着用してもよい。ただし、黒色とする。

6 そ の 他

- (1) 肌着、シャツは無地の単色とする。柄物は禁止とし、制服からはみ出したり、透けたりしないようにする。
 - (2) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。
- ### 7 校内の生活について
- (1) 欠席、遅刻、早退の場合は、原則として保護者から届け出ること。（8時00分まで）体育の見学等は保護者に生徒手帳に書いてもらうこと。
 - (2) 登校後、事前の許可なく校外に出ないこと。
 - (3) 誤ってガラス窓等を損壊したときは、必ず担任に届け出ること。（弁償）
 - (4) 暴力行為等、法に触れる行為はしないこと。
 - (5) 学校に不必要なものは一切持ってこない。
（金銭・遊び道具・刃物・お菓子・アクセサリ等。6(2)に記載の携帯電話も含む。）
 - (6) 金銭物品等の貸借はしないこと。
 - (7) 部室への出入りは、部活動以外のはきはしないこと。
 - (8) 生徒手帳は、登校時は必ず持参すること。ただし、休日や再登校時の部活動ではこの限りではない。
*学校及び公共物を大切にすること。（机、椅子、窓、壁など）

8 校外の生活について

- (1) 校外活動は、必ず保護者の同意を得た上で実施すること。常にわきまを行動す
- (2) ターやカラオケボックス等の出入り保護者同伴の場合はその限りではな
- (3) 外泊は認めない。
に巻き込まれた場合、また指導さやかに学校に連絡すること。

自転車通学生は賠償責任保険に加入すること。

点検・整備
自転車通学生は常に自転車の安全点検をしなければならない。

車両の不備、不良のある場合は改善されるまでの間、自転車通学を停止する。

安全運転

- (1) 登下校時は必ずヘルメットを着用すること。
 - (2) 安全確保のため、自転車後方に荷台をつける。スタンドは両スタンドとする。
 - (3) 通学路の左端を通行すること。
 - (4) 危険な運転（2列以上並進、2人以上乗り、ジグザグ走行等）は、これをしてはならない。
 - (5) 学校敷地内（正門を境として）では自転車を降り、押して移動すること。
 - (6) 雨天時は事故がおこりやすいので注意して運転すること。
 - (7) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。
 - (8) その他の道路交通法等を遵守しなければならない。
- ### 保 管
- (1) 校内の所定の場所に駐輪すること。また、駐輪の際には必ず施錠すること。
 - (2) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。

通学用自転車を他人に貸さないこと。

期 間

- (1) 以上の各条項に違反した者については、1週間の自転車通学停止とする。
- (2) 自転車通学停止を3回重ねたものについては、自転車通学許可を取り消す。

10 スクールバス・タクシー乗車心得

- (1) 規定の時間におくれないように所定の場所に

- (4) 常に車内をきれいにし、よごしたり傷つたりしない。
- (5) むやみに大声をあげたり、騒いだりしないこと。
- (6) 故意に、又は不注意によりガラス等を破損したり弁償すること。
- (7) スクールバス・タクシー内での飲食等は、厳禁とする。
- (8) 心得等を遵守しない者については、スクールバス・タクシーの使用を禁止する事もある。

11 諸 費 納 入

納入の際は、盗難防止に心がけ、朝の学活前、又は学活中に担任（担当者）に提出すること。

12 校 具 使 用

- (1) 校具使用の際は必ず係の先生の許可を受けて使用する。返却の際も同様に所定の位置にしようこと。
- (2) 休日あるいは休職中は原則として使用しない。

13 諸 届

- (1) 忌引きの日数
① 父母 7日
② 兄弟姉妹、祖父母 3日
- (2) おじ、おば 1日
- (3) 新聞配達をする場合、家族の許可を受けて、学校へ届け出ること。

生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 この会は天津中学校生徒会という。
- 第2条 この会は私たちの協力と自主的活動によって、私たちの学校生活の改善と向上を図ることを目的とする。
- 第3条 この会の会員は天津中学校の全生徒とし、先生方を顧問とする。

第2章 組織及び役員

- 第4条 この会には次の機関をおく。
(1) 生徒総会 (2) 生徒議会
(3) 執行委員会 (4) 委員会
(5) 学 年 会
- 第5条 この会には次の役員をおく。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名
(3) 書記 2名 (4) 会計 1名

- 但し、年度途中で欠員が出た場合、以下のように役員をおく。
① 会長が欠員の場合、副会長が会長となる。
② 副会長が欠員の場合、会計もしくは書記が副会長になる。

- ③ 会計もしくは書記が欠員の場合、副会長もしくは書記が兼任する。
- ④ 委員長が欠員の場合、副委員長が委員長となる。

- 第6条 役員は全校生徒の選挙によって選出する。選挙規約は別に定める。
- 第7条 役員は任期は、11月1日より翌年の10月31日までとする。

- 第8条 役員は次のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表し、生徒総会・生徒議会・執行委員会の招集と、議事運営を行う。
(2) 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理をつとめる。

校則改正

(執行部)6月10日のベタスク会議で議論